

「(仮称)国立市男女平等・男女共同参画  
推進条例」の策定についての  
答申書

2017（平成29）年8月  
国立市男女平等推進市民委員会



## はじめに

国立市男女平等推進市民委員会は、平成 28 年（2016 年）7 月に市長より「（仮称）国立市男女平等・男女共同参画推進条例」の策定について諮問を受け、以降平成 29 年 7 月に至るまで合計 10 回の会議を開き、その原案策定作業を進めてまいりました。ここにその結果をご報告致します。

国立市は、平成 5 年（1993 年）以降、五次にわたる男女平等の推進計画を策定しておりますが、条例は、国立市にかかわる人たちの意識を啓発し、また市の取組をなお一層後押しするものとして構想されています。本委員会の委員たちは、国立市が、真の意味で住みやすい、そして多様な人たちからなるコミュニティになることを、すなわち弱い人たち、少数の人たちを孤立させないコミュニティになって欲しいという願いを共有しており、すべての議論はその願いをいかにして条例に託すかという努力でもありました。いまもなお根強い固定的な性別役割分担を解消しながら、ワーク・ライフ・バランスに目を配ること、また同時に、差別が複合的に現れる現実を理解し、また性的指向や性自認等における少数者への差別や偏見をなくしていけるようにすること—このような取組のその先に、多様な人たちのひとりひとりが尊重されながら共生するという意味でのダイバーシティの実現を目指したい、このような思いで条例案を練り上げてまいりました。

本委員会では、他自治体の条例などの資料を基に、議論を重ねた骨子案を、タウンミーティングとパブリック・コメントを通じて公開し、意見を募り、その結果をさらに反映させてこの答申を完成させました。この間、委員の議論を、素晴らしい資料と議事録で後押ししてくださった事務局はじめ、ご意見を寄せてくださった市民の方々には、あらためまして御礼を申し上げます。

委員一同、国立市が本答申を市民の声として尊重し、「（仮称）国立市男女平等・男女共同参画推進条例」の制定を実現させ、なお一層、男女平等と男女共同参画社会の実現に向けて市民とともに邁進していかれることを願っております。

平成 29 年 8 月 10 日

国立市男女平等推進市民委員会  
委員長 越智 博美



# 目 次

## はじめに

### 「(仮称) 国立市男女平等・男女共同参画推進条例」の策定について

第1章 条例の名称について	2
第2章 条例に盛り込むべき事項について	4
1. 前文	4
2. 総則	5
(1) 目的	5
(2) 用語の意味	5
(3) 基本理念	7
(4) 市の責務	9
(5) 市民の責務	9
(6) 教育関係者の責務	10
(7) 事業者等の責務	10
(8) 禁止事項等	11
3. 基本的施策	12
(1) 計画の策定	12
(2) 広報啓発及び調査研究	13
(3) ポジティブ・アクション	13
(4) 家庭生活と社会活動の調和	13
(5) 女性のエンパワーメント	14
(6) 活動及び教育における支援	14
(7) 防災施策における推進	15
(8) 拠点施設の整備	15
4. 推進体制	16
(1) 推進委員会	16
(2) 苦情又は相談への対応	16
第3章 結びにかえて	18



# 「（仮称）国立市男女平等・男女共同参画推進条例」の策定について

## 第1章 条例の名称について

国立市男女平等推進市民委員会（以下、「委員会」という。）では、条例の名称について「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」とすることが適当であると考へ、提案します。

（名称） **「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」**

国が定める男女共同参画社会基本法において、「男女共同参画社会」は、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会」と定義されています。このように、男女共同参画の前提には、男女平等の理念があることから、本条例では、年齢を問わず、誰にとっても分かりやすい表現とするため、目指すべき社会像を「男女平等参画社会」としています。

一方で、国立市では、本条例における「男女平等参画」を、「すべての人が、性別、性的指向、性自認等に関わりなく個人として尊重され、その個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画すること」と定義しました。ここでいう男女には、個人の性的指向や性自認等の多様性を考え合わせた際の、性の多様性又は連続性（グラデーション又はスペクトラム）を含みます。性別を理由とした様々な課題は、多様な社会要因が絡み複雑化しており、様々な機関の連携と一人一人の根強い取組が必要です。性別は生涯にわたって誰しにも関係がある個人の特性であり、それは同時に、生涯にわたる分野横断的な深刻な生き辛さになり得ます。女性と男性間の様々な問題も、いわゆるセクシュアル・マイノリティに関する問題も、我々皆が当事者として考えるべき問題であり、女性と男性及び多様な性の平等参画を推進することは、あらゆる人の多様性（ダイバーシティ）の受容を促進し、誰もがありのままに生活できる社会の実現の一步となると考へます。

こうした背景を踏まえて、本条例では、「女性」と「男性」及び「多様な性」の平等を目指すという強い思いを、条例の名称で表しました。また、依然として存在する女性の

ひとり親家庭をはじめとする女性の貧困の問題等には継続して対応していく必要があることから、女性のエンパワーメント推進を市の重要施策とすべきであると考え、「女性」を名称の初めに位置付けています。

また、委員会において名称を検討する過程では、その他の案として、以下の候補についても検討を行いました。

(その他の名称案)

- ・「国立市（くにたち）男女平等参画推進条例」
- ・「国立市男女平等と多様な性を認め合う社会を推進する条例」
- ・「国立市すべての人が性別にかかわらず平等に参画する社会を推進する条例」

検討過程においては、女性と男性間の格差解消を目指すためには従来の「男女平等参画」の文言が必要であるとの観点から、骨子案の時点では名称を「(仮称) くにたち男女平等参画推進条例」として提案しました。

しかし、骨子案について市民等から意見を募集した結果、男女平等の言葉を残すと差別が解消されないのではないかとの意見や、多様な性を含む包括的（インクルーシブ）な名称とするべきとの意見があったことから、再度名称の検討を行いました。検討の結果、すべての人が「女性」「男性」「多様な性」等の性別にかかわらず平等に参画する社会を目指すという本条例の目的と理念を、一目で理解できるような名称とするべく、上記の条例名称を提案します。



## 第2章 条例に盛り込むべき事項について

「(仮称) 国立市男女平等・男女共同参画推進条例」の制定にむけて、条例に盛り込むべき事項を審議検討した結果、以下のとおり、ここに提案します。

### 1. 前文

---

国立市において本条例を制定する趣旨を明確に示し、条例の必要性と方向性について市民等にわかりやすく説明するため、次のとおり前文を提案します。

国立市では平成5年に「国立市男女平等参画推進計画」を策定し、その後4回の改定を経て、現在は「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」の下で、男女平等参画の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しています。しかし、今もなお、「女らしさ、男らしさ」に代表される固定的性別役割分担意識は根強く、パートナー間での暴力、経済格差、政治への参画格差、教育格差等の多くの課題があります。

先に述べたように、女性に関する問題は男性の問題でもあり、同様に、セクシュアル・マイノリティに関する課題も社会全体で解決すべき課題です。このような当事者と支援者を線引きしないソーシャル・インクルージョンの視点から、これまでの女性・男性の2分法に依らない多様な性のあり方を認め合い、一人一人が当事者として、性別に関わらずすべての人が包み支え合う社会を目指すことを掲げています。

#### (前文)

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女平等の実現に向けて、国際社会と連動しながら様々な取組がなされてきた。

本市においては、昭和60年に婦人問題に関する初の計画となる「国立市婦人問題行動計画」を策定し、その後、名称を「国立市男女平等推進計画」へと変更し、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきた。更に、まちづくりの基本理念として「人間を大切にする」を掲げ、すべての人を孤立や排除から援護し、社会の一員として包み支え合う地域社会の実現を目指している。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行、性別を理由とした人権侵害や暴力は今なお根強く存在しており、女性と男性の格差解消にいた

るには多くの課題が存在している。また、性的指向や性自認等を理由とする差別や偏見等の課題もあり、より一層の取組が必要とされている。

よって、すべての人が性別の壁を越えて、互いの人権を尊重し合い、あらゆる分野において個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができる社会を築くため、市、市民、教育関係者、事業者等が一体となって男女平等参画社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

## 2. 総 則

### (1) 目的

本条例を制定する目的として、次のとおり提案します。

男女平等参画の実現に向けた基本理念及び市、市民、教育関係者、事業者等の責務を明らかにすることで、行政単独ではなく、市全体が一体となった施策の推進を図ります。また、性別等を理由とした人権侵害や暴力を決して許さないという強い決意を持ち、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現することを掲げています。

#### (目的)

この条例は、男女平等参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、教育関係者、事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってすべての人が、性別等を理由とした人権侵害や暴力を受けることなく、その個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることができる社会を実現することを目的とする。

### (2) 用語の意味

本条例の中で用いる用語の意味について、言葉の意味及び範囲を分かりやすく説明することを目的として、次のとおり提案します。

#### (用語の意味)

この条例において、次の各項目に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各項目に定めるところによる。

(ア) 男女平等参画	すべての人が、性別、性的指向、性自認等に関わりなく個人として尊重され、その個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画することをいう。
(イ) 市民	市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者若しくはその他の活動をする者をいう。
(ウ) 教育関係者	市内において学校教育、社会教育、その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
(エ) 事業者等	営利又は非営利に関わらず、市内で事業活動を行う個人、法人及びその他の団体をいう。
(オ) 性的指向	異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛並びにいずれも対象としない無性愛等の人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいう。
(カ) 性自認	自分が女性又は男性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、あるいは流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。
(キ) 複合差別	性別に起因した困難を抱えていることに加えて、しょうがいがあること、外国にルーツを持っていること等、複合的に困難な状況に置かれることで起きる差別をいう。
(ク) ドメスティック・バイオレンス等	配偶者、交際相手やパートナー等の親密な関係にある者、又は親密な関係にあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力及び特定の人に対して行うつきまとい行為をいう。
(ケ) セクシュアル・ハラスメント	性的な言動等によって、相手や周囲の者に不快感若しくは不利益を与えること、又は相手の就労環境その他の生活環境を害することをいう。
(コ) ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性別による格差が生じているとみられる場合に、格差是正のために必要な範囲において当該機会を積極的に提供することをいう。

(サ) エンパワメント	その人の本来持つ力を発揮できるように支援し、環境を整えること、又は個人として、あるいは社会集団としてあらゆるレベルの経済、政治、その他の意思決定の場に参画できるようにすること。
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------

### (3) 基本理念

市、市民、教育関係者、事業者等が守るべき理念として、次の9つの項目を提案します。この基本理念は市のみならず、市民、教育関係者、事業者等が共通で守るべき理念として掲げています。

#### (基本理念)

市、市民、教育関係者、事業者等は、次に掲げる事項を基本として、男女平等参画を推進する。

- (ア) 性別、性的指向、性自認等による差別的取扱いや暴力を根絶し、すべての人が、個人として尊重されること。
- (イ) 性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること。
- (ウ) すべての人が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行に捉われることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (エ) すべての人が、性別に関わりなく、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- (オ) 学校教育、社会教育、その他のあらゆる教育の場において、生涯を通じた男女平等意識の形成に向けた取組が行われること。
- (カ) すべての人が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活、職場、地域における活動の調和のとれた生活を営むことができること。
- (キ) すべての人が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって自分らしい生き方を選択できること。
- (ク) 性別による差別的取扱い並びに複合差別を理由として、困難な状況に置かれている人を支援するための取組が行われること。
- (ケ) 国際社会及び国内における男女平等参画に係る取組を積極的に理解すること。

国の男女共同参画社会基本法では「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への平等参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」が掲げられており、本条例でもこの5つの規定を取り入れています。この5つに加えて、本答申の基本理念には以下のような特色が挙げられます。

第一に、(ア)では、「性的指向、性自認等」による差別的取扱いを含めた性別による差別的取扱いや暴力の禁止を掲げています。条例の名称に表したとおり、本条例は「女性」と「男性」と「多様な性」が平等に参画できる社会を目指しています。多様な性については、セクシュアル・マイノリティ等の言葉でひとくくりにせず、「性的指向」と「性自認」の2つの定義によって、性の多様性を説明しています。

第二に、(イ)では、性的指向及び性自認等に関する公表（カミングアウト）の自由の保障について明記しています。信頼して打ち明けた友人或いは家族に受容されず心理的安全性が揺らぐことで、自傷行為や自殺行為につながるケースは多くあります。性的指向及び性自認等を公表するか又は公表しないかの選択は個人に委ねられ、他者から公表を強制又は禁止されてはならないと考えます。このことにおいて、本条例で明記されている性的指向、性自認等は公表を前提としたものではなく、個人に公表を強制させるものではないことを意味しています。また、カミングアウトの自由を権利として保障することは、同時に、他者には本人の意思に反してそれを行う（アウティング）権利はないということも含意します。

第三に、(キ)では、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する理念を取り入れています。これは1994年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念で、一般的に「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。すべての人が、自分たちの子どもの数、出産の間隔及び時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を持つことを意味します。特に女性等が子ども期、成人期、高齢期に至る各ライフステージにおいて健康な生活を営むためには、結婚をする・しない又は出産をする・しない等について自分らしい生き方を選択できるよう、また、必要な情報が得られるよう社会の理解と支援が必要であると考えます。

第四に、(ク)において、女性等が複合的な要因により困難をかかえている際の解消に向けた取組について定めています。しょうがいがあること、外国にルーツがあること等の複合的な要因が重なり特に困難な状況におかれている方への支援が必要であると考

えます。

#### **(4) 市の責務**

男女平等参画の推進には、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる社会活動の場における各々の主体的な取組が必要です。市、市民、教育関係者、事業者等は、自らの役割と責任を自覚し、様々な活動の場で主体的かつ協働して取組を推進することが必要であり、条例において各々の責務を明確にする必要があります。

初めに、市の責務について、次のとおり提案します。

市は、市民、教育関係者、事業者等に協働を働きかけ、他の模範となるよう、特に積極的に施策を推進する役割があることから、より強い文言で責務を規定しています。

##### **(市の責務)**

- (ア) 市は、前に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女平等参画社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な措置を講じなければならない。
- (イ) 市は、男女平等参画を推進するに当たり、市民、教育関係者、事業者等、国及び他の地方公共団体その他の関係機関等と連携及び協力しなければならない。

#### **(5) 市民の責務**

続いて、市民の責務について、次のとおり提案します。

男女平等参画を推進するためには、市民一人一人が当事者として、男女平等参画を自らの問題として捉えて行動することが重要です。家庭、学校、職場、地域等の様々な社会活動の場において、性別に基づく差別や人権侵害が起こらないよう、まずは日常の場における理解と実践が不可欠であると考えます。

##### **(市民の責務)**

- (ア) 市民は、基本理念に基づき、男女平等参画について理解を深めるとともに、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野の活動において、男女平等参画の推進に努めるものとする。
- (イ) 市民は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

## **(6) 教育関係者の責務**

教育関係者の責務について、次のとおり提案します。

性別に関する個人の意識や考え方は、幼少時の環境に大きく影響を受けると考えられることから、特に教育関係者の役割は重要です。幼児教育や義務教育等の過程において、次世代を担う子どもたちが自然に男女平等参画意識を身に付け、性別にとらわれず個性と能力を十分に発揮できることが大切と考えられます。

また、(3) 基本理念の(オ)に掲げたように、男女平等意識の形成は、あらゆる教育の場において、生涯を通じて行われることが必要です。国立市内には、年齢に応じた多数の教育機関がありますが、個人が生涯を通じて男女平等参画について学ぶ機会を得られるよう、公立私立を問わず学校教育に携わる方々、また、地域や家庭等で社会教育に携わる方も含めて、すべての教育関係者が共通の基本理念を持って実践していくことが必要であると考えます。

### **(教育関係者の責務)**

- (ア) 教育関係者は、男女平等参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に基づいた教育を行うよう努めるものとする。
- (イ) 教育関係者は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

## **(7) 事業者等の責務**

事業者等の責務について、次のとおり提案します。

事業者等は、被雇用者等の募集、採用及び昇進等を含む雇用の分野及び活動を行う職場環境等において、性別を起因とする差別やセクシュアル・ハラスメント等が起こらないように努める必要があると考えられます。このため、事業者等が事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、積極的に男女平等参画の推進に努めるものと定めています。

また、すべての人が、仕事とその他の活動の調和を実現して豊かな生活を営むことができるよう、仕事とその他の活動の調和すなわち「ワーク・ライフ・バランス」の推進に向けて、長時間労働の解消及び育児・介護休業等の職場環境の整備に努めることとしています。

### **(事業者等の責務)**

- (ア) 事業者等は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、積極的に男女平等参画の推進に努めるとともに、すべての人が家庭、地域及び職場における活動の調和のとれた生活を営むことができるよう環境の整備に努めるものとする。
- (イ) 事業者等は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

### **(8) 禁止事項等**

性別を理由とした人権侵害の禁止事項として、次のとおり提案します。

ドメスティック・バイオレンス等、セクシュアル・ハラスメント、性的指向及び性自認等を含む性別を起因とする差別は、人権を著しく侵害するものです。これは、男女平等参画社会の実現に対する大きな阻害要因であり、克服すべき課題です。これらの課題について、個人の問題ではなく社会全体の問題と認識し、地域社会が責任をもち、差別、暴力、貧困等の課題解決に努めなければなりません。

また、(イ) では、性的指向及び性自認等の公表に関して、本人に無理やり公表させたり又は公表を止めたりしてはならないと明記するとともに、個人が知り得た性的指向及び性自認等の情報を本人の意に反して勝手に公表してはならないと定めています。(ウ) では、インターネット等を通じて不特定多数に容易に情報発信ができる時代において、男女平等参画を阻害する恐れのある表現を用いないよう配慮することと定めています。直接的な人権侵害に当たる表現のみならず、間接的に固定的性別役割分担意識を助長する表現についても十分に注意する必要があると考えます。

### **(禁止事項等)**

- (ア) 何人も、ドメスティック・バイオレンス等、セクシュアル・ハラスメント、性的指向及び性自認等を含む性別を起因とする差別、その他の性別に起因するいかなる人権侵害を行ってはならない。
- (イ) 何人も、性的指向及び性自認等の公表に関して、いかなる場合も強制又は禁止を行ってはならず、本人の意に反して公にしてはならない。
- (ウ) 何人も、情報の発信及び流通に当たっては、前項に規定する人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担の意識を助長し、是認させる表現を用いないよう十分に配慮しなければならない。



### 3. 基本的施策

---

条例の基本理念に基づいて、市が推進すべき基本的な施策について、次の8つの項目を提案します。

- |                          |                |
|--------------------------|----------------|
| (1) 計画の策定                | (7) 防災施策における推進 |
| (2) 広報啓発及び調査研究           | (8) 拠点施設の整備    |
| (3) ポジティブ・アクション（積極的改善措置） |                |
| (4) 家庭生活と社会活動の調和         |                |
| (5) 女性のエンパワーメント          |                |
| (6) 活動及び教育における支援         |                |

#### (1) 計画の策定

条例が、基本理念や取組の枠組みを定めるものであるのに対して、推進計画は具体的な施策や事業を体系的にまとめた上で、計画期間における目標や施策の進め方を示すものです。

この基本的施策において計画の策定について定めることで、市が委員会等の意見を参考にして推進計画を策定し、公表しなければならないということを明確にしています。また、計画に基づく施策の進捗状況について、原則として毎年1回年次報告を作成し、公表することと定めています。

#### (計画の策定)

- (ア) 市は、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定し、これを公表するものとする。
- (イ) 市は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ国立市男女平等推進市民委員会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- (ウ) 市は、原則として毎年1回、推進計画に基づく男女平等参画に関する施策の実施状況を公表するものとする。

## (2) 広報啓発及び調査研究

男女平等参画の推進にあたって、市は、市民、教育関係者及び事業者等に対して、様々な方法で広報及び啓発を行っていくことが必要であると考えます。

また、推進計画に基づく施策を効果的に行うためには、調査や情報収集を行うことが必要です。市は調査研究を通じて得られた結果や情報について、市民や教育関係者、事業者等に提供することと定めています。

### (広報啓発及び調査研究)

- (ア) 市は、市民、教育関係者及び事業者等に対して、男女平等参画について理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。
- (イ) 市は、男女平等参画の推進に関して必要な調査研究及び情報の収集並びに提供を行うものとする。

## (3) ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

政策・方針の立案等の意思決定過程において、性別に関わらず平等に参画する機会が確保されるよう、市はポジティブアクションを講ずるよう定めています。審議会や委員会への女性等の積極的登用の推進のほか、性別を問わず、誰もが働きやすく管理職等の指導的地位を目指しやすいような仕組みづくりが必要であると考えます。

### (ポジティブ・アクション)

市は、性別による固定的な役割分担の意識があると認める場合又は性別を起因とする理由により参画する機会に不均衡があると認める場合にあっては、改善のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (4) 家庭生活と社会活動の調和

家庭生活と社会活動の調和すなわち「ワーク・ライフ・バランス」の推進に向けた取組は、男女平等参画施策を進める上で大きな課題となっています。市、市民、教育関係者、事業者等が一体となって家庭と仕事、その他の活動の両立に向けた取組を行うことが、男女平等参画の推進に不可欠であると考えます。

### **(家庭生活と社会活動の調和)**

市は、すべての人が性別にかかわらず、家事、育児、介護等の家庭生活における活動と職場、地域、学校等における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう、必要な支援を行うものとする。

## **(5) 女性のエンパワーメント**

女性が力を発揮できる社会の実現は、女性のみならず、すべての人が暮らしやすい地域社会の実現につながる重要な視点です。女性が様々な意思決定過程に参画する仕組みをつくり、社会状況を改革・改善するために女性自らが本来持っている力を発揮できるような環境を整備することが必要です。

### **(女性のエンパワーメント)**

市は、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利を保障し、あらゆる参画の機会において、女性個人が持つ力を十分に発揮できる社会環境を整備するために、必要な支援を行うものとする。

## **(6) 活動及び教育における支援**

市は、市民や事業者等が男女平等参画に関する課題を解決できるよう、また、解決する力をつけることができるよう必要な支援を行うことが必要であると考えます。

また、学校教育や社会教育等の場において、教育関係者が基本理念を踏まえた取組や実践を行うことができるよう、市は必要な支援を行うものと定めています。

### **(活動及び教育における支援)**

- (ア) 市は、男女平等参画の推進に関する取組を行う市民、事業者等に対し、必要な支援を行うものとする。
- (イ) 市は、学校教育、社会教育、その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、男女平等参画社会を支える意識の形成を図るために必要な支援を行うものとする。

## **(7) 防災施策における推進**

防災施策については、東日本大震災の事例を教訓として、性別によるニーズの違いを踏まえた災害対策の実施、また、妊婦等を含む女性に配慮した避難所運営等の多くの課題が指摘されています。防災計画、災害対応、復興、被災者支援を含むあらゆる段階の防災施策において、男女平等参画の視点を取り入れた施策を推進するべきであると考えます。

### **(防災施策における推進)**

市は、防災、災害対応、復興、その他の災害に関するあらゆる局面において、男女平等参画の視点を取り入れた施策の推進及び被災者支援を行うよう努めるものとする。

## **(8) 拠点施設の整備**

条例に基づく男女平等に関する施策を総合的に推進するための拠点施設の整備について定めています。男女平等参画センター等の拠点施設が地域に整備されることにより、人と人・情報と情報がつながることで、市と市民との協働が進み、より良い連携体制の構築につながるものと考えます。

### **(拠点施設の整備)**

市は、男女平等参画の推進を図るための拠点施設を整備するものとする。

## 4. 推進体制

---

### (1) 推進委員会

男女平等参画社会実現に向けて推進体制を強化することを目的として、委員会の設置について、次のとおり提案します。

委員会では、市の推進計画に関する事項を審議するほか、男女平等参画の推進に関して市長が必要と認める事項について調査及び研究を行います。

また、本条例の制定に伴い、国立市男女平等推進市民委員会条例は廃止となると考えられます。

#### (推進委員会)

- (ア) 男女平等参画を推進するため、市長の附属機関として、国立市男女平等推進市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (イ) 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。
  - 1 市における男女平等参画の推進に関すること。
  - 2 推進計画の進捗状況に関すること。
  - 3 その他、男女平等参画を推進する施策に関し市長が必要と認める事項。
- (ウ) 委員会は、男女平等参画の推進に関し、必要と認める事項について調査、研究を行い、市長に意見を述べることができる。
- (エ) 委員会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。
- (オ) 前各項目に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### (2) 苦情又は相談への対応

苦情又は相談への対応について、次のとおり提案します。

本条例を真に実効性のあるものとし、男女平等参画の推進を図るためには、市が実施する男女平等参画に関する施策について、市民等が苦情や意見を申出ることができる体制が必要です。

苦情又は相談への対応について、市は必要に応じて委員会の意見を聴き、また、個人情報保護に配慮した上で、公平かつ適切に対応することとしています。また、市が設置

している国立市総合オンブズマン制度を利用して、市が実施する男女平等参画に関する施策に係る苦情又は相談について、オンブズマンに苦情申立てを行うことも可能であると考えます。

**(苦情又は相談への対応)**

- (ア) 市民等は、市が実施する男女平等参画に関する施策に係る苦情又は相談があるときは、その旨を市に申し出ることができる。
- (イ) 市は、前の規定による苦情又は相談の申出について、必要に応じて委員会の意見を聴いて、適切な措置を講ずるものとする。
- (ウ) 市は、(ア)に規定する苦情又は相談の申出に対し、当該苦情を申し出た者に係る情報を保護するとともに、公平かつ適切に対応するものとする。

### 第3章 結びにかえて

「(仮称)国立市男女平等・男女共同参画推進条例」の策定に関する諮問を受けて、本答申の提出をいたします。条例に込めた理念や内容を一人でも多くの方に知って頂くため、条例が制定された際は、ぜひ多くの方へこの条例を知っていただくための広報や啓発活動に力を入れていただければと思います。例えば、教育関係者や事業者等に向けて説明会を開催する、市民向けの解説リーフレットを作成する等、周知の方法を工夫していくことが必要です。

しかし、条例を制定することがゴールなのではなく、条例の理念を実現するために、これから何を行っていくのかが何よりも重要であると考えます。条例が制定されただけでは何も社会は変わらず、条例の理念を実現するために何を行っていくかは、今後も継続して議論して考えていかなければなりません。

そして、条例にこめた「女性」「男性」「多様な性」の平等参画の理念を実現するため、市、市民、教育関係者、事業者等が共通の理解にたつて、理念の実現に向けた取組について共に考え、地域の特性に沿った取組が行われることを望みます。





## 資料

資料 1	諮問書（公印なし）	21
資料 2	国立市男女平等推進市民委員会委員名簿	22
資料 3	国立市男女平等推進市民委員会開催経過	23
資料 4	国立市男女平等推進市民委員会設置条例	24

資料 1 諮問書（公印なし）



国政市発第 44 号  
平成 28 年 7 月 14 日

国立市男女平等推進市民委員会  
委員長 越智 博美 様

国立市長 佐藤 一夫

諮 問 書

国立市男女平等推進市民委員会条例第 2 条第 1 項に基づき、下記事項について貴委員会のご意見を伺いたく諮問いたします。

記

1. 諮問事項

「(仮称) 国立市男女平等・男女共同参画推進条例」の策定について

2. 諮問理由

国立市では、性別に関わらず誰もが個人として尊重され、自分らしく地域でいきいきと暮らすことができる社会を目指しております。

市における男女平等及び男女共同参画社会の実現に向けた、「(仮称) 男女平等・男女共同参画推進条例」の制定について、貴委員会のご意見を伺うものです。

以 上

資料 2 国立市男女平等推進市民委員会委員名簿

No.	氏 名	摘 要
1	いがらし まい 五十嵐 舞	有識者 (一橋大学大学院生)
2 副委員長	いけだ きさき 池田 希咲	一般公募市民
3 委員長	おち ひろみ 越智 博美	有識者 (一橋大学教授)
4	しだ みほ 至田 美帆	一般公募市民
5	たかはし きぬよ 高橋 衣代	有識者 (東京女子体育大学/東京女子体育短期大学特任教授)
6	たにがわ ゆきこ 谷川 由起子	有識者 (特定非営利活動法人こども福祉研究所事務局長)
7	なかじま まさのり 中島 正憲	一般公募市民
8	みやはら じゅんじ 宮原 淳二	有識者 (株式会社東レ経営研究所部長)
9	むん ひよすく 文 孝淑	一般公募市民
10	よしい よしお 吉井 淑雄	一般公募市民

50 音順 敬称略

資料3 国立市男女平等推進市民委員会開催経過

回	日程	場所	主な内容
第1回	平成28年7月14日	東臨時事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問事項の送付</li> <li>・委員会の進め方について</li> </ul>
第2回	平成28年9月14日	東臨時事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論点整理及び意見交換 (名称、目的、基本理念、用語定義、責務)</li> </ul>
第3回	平成28年10月20日	東臨時事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論点整理及び意見交換 (前文、目的、基本理念、用語定義、責務)</li> </ul>
第4回	平成28年12月14日	東臨時事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論点整理及び意見交換 (責務、禁止事項等、基本的施策)</li> </ul>
第5回	平成29年1月19日	東臨時事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論点整理及び意見交換 (苦情申立て、基本的施策)</li> </ul>
第6回	平成29年2月22日	第3・4会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例骨子(案)の検討について</li> </ul>
第7回	平成29年3月28日	東臨時事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例骨子(案)の検討について</li> <li>・タウンミーティング実施方法について</li> </ul>
パブリック コメント	平成29年5月1日 ～5月21日	市ホームページ、市役所、公民館、北市民プラザ、南市民プラザにて	条例骨子(案)の閲覧及び意見募集
タウン ミーティング	平成29年5月10日	公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要説明及び意見交換</li> </ul>
	平成29年5月13日	北市民プラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要説明及び意見交換</li> </ul>
	平成29年5月18日	東臨時事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要説明及び意見交換</li> </ul>
	平成29年5月21日	南市民プラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要説明及び意見交換</li> </ul>
第8回	平成29年5月29日	東臨時事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申(案)の検討について</li> </ul>
第9回	平成29年6月22日	東臨時事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申(案)の検討について</li> </ul>
第10回	平成29年7月25日	東臨時事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申(案)の最終確認</li> </ul>

## 資料 4 国立市男女平等推進市民委員会設置条例

(昭和 61 年 3 月 28 日条例第 1 号)

最終改正：平成 26 年 3 月 28 日条例第 4 号

(設置)

第 1 条 国立市における男女平等推進の施策形成について協議し、その充実に資するため、国立市男女平等推進市民委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、男女平等推進に係る事項を調査、審議し、その結果を答申する。

2 前項に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、市長が委嘱する 10 人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を主宰する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、政策経営部市長室において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和 62 年 9 月 24 日条例第 17 号抄)

1 この条例は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 3 年 10 月 3 日条例第 23 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和 49 年 11 月国立市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。この条例中「婦人問題市民委員会委員」を「女

性問題市民委員会委員」に改める。

付 則 (平成 13 年 3 月 30 日条例第 5 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 18 年 9 月 26 日条例第 27 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和 49 年 11 月国立市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。この条例中「女性問題市民委員会委員」を「男女平等推進市民委員会委員」に改める。

付 則 (平成 20 年 9 月 24 日条例第 23 号抄)  
(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 24 年 12 月 26 日条例第 28 号抄)  
(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 26 年 3 月 28 日条例第 4 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

